

## 山梨県立美術館 新たな鑑賞体験創出推進業務 仕様書

### 1 業務名

山梨県立美術館 新たな鑑賞体験創出推進業務

### 2 業務趣旨

令和10年度に開館50周年を迎える県立美術館については、やまなし文化立県戦略に基づき、本来の美術館としての活動を更に充実させながら、先進的な取り組みを実施し、誰もが豊かさを体感できる、新たな価値を創造する場として機能を付加していくこととしている。

本業務は、リアルとメタバース空間の双方を活用して実施する展示企画について、現代美術作家を起用した展示の企画・制作、展示関連コンテンツの企画・制作・運営、広報計画の提案・実施をおこなうものである。

これにより、山梨県立美術館において、仮想と現実を架橋する新たな鑑賞体験を創出することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和6年3月27日（水）

### 4 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、山梨県の承認を得ること。

### 5 業務内容

#### **(1) 展示企画・制作**

##### **①メタバース空間展示**

- ・次の要件に合致する現代美術作家を選定・起用し、作品制作・展示を実施すること。
  - 山梨県出身者又は山梨県を主な活動拠点にしているなど、山梨県にゆかりのある作家であること
  - 美術賞での受賞や、芸術祭、展覧会等での発表実績等、県立美術館で取り扱う作家として、十分な資質・経歴を有する美術作家であること。
  - 最先端デジタル技術の活用に意欲・関心のある作家
  - 仮想世界と現実世界との関係性をテーマに優れた作品制作を行い、国内外で活躍する作家であること。
- ・展示期間は、(1)②リアル空間展示と連動させること。
- ・メタバースのプラットフォームは、当方で別途契約する「STYLY」を使用すること。

参考：<https://gallery.styly.cc/about/ja>

※業務実施時には、作家、県と協議して、業務実施スケジュールを調整し、進捗管理を行うこと。

##### **②リアル空間展示**

- ・上記①に関連する展示物の制作、搬出入、展示・撤去を行うこと。

- ・展示場所は、県立美術館のギャラリー・エコーなど、特別展示室、コレクション展示室以外の場所を活用した提案とすること。  
※提案した企画の内容については、実施に先立ち、作家、県と協議をおこない、必要な調整を行うこと。
  - ・展示に必要な機材について、鑑賞可能な状態となるよう、セッティング等を行うこと。また、展示・撤収に必要なディスプレイ、資材、什器について、用意すること。  
※県、県立美術館の備品等を使用する提案も可能。その場合、実施に先立ち、作家、県と協議をおこない、必要な調整を行うこと。
- ・展示期間は、令和6年2月中から3月24日（日）までとする。

## (2) 関連イベントの企画提案・実施・効果測定

### ①企画提案

- ・美術館における新しい鑑賞体験を創出することを目的とする本事業の趣旨に即し、参加者の興味関心・理解の向上を目的として、ワークショップや講演会等、関連イベントの企画内容を提案すること。

※提案した企画の内容については、実施に先立ち、作家、県と協議をおこない、必要な調整を行うこと。

※関連イベントについては、展示会中に二回以上実施すること。

### ②実施

- ・実施に必要な人員、機材等を調達するとともに、機材のセッティング等、事前準備等をおこない、関連イベントを実施すること。
- ・実施場所は、県立美術館の講堂、ワークショップ室など、展示室以外の場所を活用した提案とすること。

※業務実施時には、作家、県と協議して、業務実施スケジュールを調整し、進捗管理を行うこと。また、実施場所については、業者決定後、県と協議・調整を行うこと。

※県で提供可能な機材や場所を利用することも可能。使用にあたっては、事前に相談を行い、内容を調整すること。

※実施時のタイムスケジュール、必要機材、内容詳細について、事前に県に書面で提出すること。

### ③効果測定

- ・関連イベントの内容、目的に則し、理解度や満足等に関するアンケートを実施し、事業効果を測定・分析すること。
- ・効果測定の結果については、業務完了後に提出する報告書に含めること。

※アンケートの内容については、実施前に県と協議をおこない、決定すること。

## (3) 広報物作成、広報企画の提案・実施

### ①チラシ作成

- ・本業務で実施する展示、関連イベント、関連企画の内容に関して、以下のとおり広報用印刷物を作成・納品すること。

- A4 サイズ
- 表裏フルカラー、写真有
- 紙：エスプリ FP 菊 90kg、部数：35,000 枚
- 納期：2 月上旬頃
- ※画像加工、デザイン、レイアウトを含む。
- ※紙の種類等、印刷の仕上がりに関する内容は、デザインの観点から内容を協議の上、同等の別のものと差し替える可能性がある。
- ※完成原稿の PDF と ai データを、Web 等での広報用に提供すること。
- ※山梨県立美術館の展覧会広報用印刷物を参照し、品質の基準とすること。
- ※納品場所：山梨県立美術館学芸課（予定）

## ②Web バナー作成

- ・以下のとおり山梨県立美術館HP掲載用のバナー2種を作成すること。
  - サイズ：①2500x910dpi, 670x273dpi
    - ※以下 HP 中に使用。  
<https://www.art-museum.pref.yamanashi.jp/>
    - ※①については、バナー上辺に、指定サイズ外の白い余白を付けること。（掲載時サイズ調整用。数ピクセル程度。）
  - デザイン：広報印刷物のデザインを基に作成すること。
  - データ形式：jpeg
  - 納期：1 月中旬頃

## ③広報企画の提案・実施

- ・チラシ配布、HP 以外の広報経路について、本業務で実施する内容に適した効果的な広報企画を提案・実施すること。
- ・実施に当たっては、県と協議の上、詳細を決定すること。

## (4) その他

- ・(1)～(3)の業務実施に係るすべての費用を見積りに含めること。

## 7 提出物

- (1) 令和6年3月27日 報告書の提出
  - ・6(1)～(4)の事業実施内容、結果について報告書を提出すること。
    - ※結果については、定性的、定量的な観点での事業検証を含めること。
- (2) 部数 3部（別途、電子データ(CD-ROM 等：正・副各1部)を提出すること。）
  - ※電子データは、Microsoft Office で処理できるファイル形式で記録すること。
- (3) 必要な資料等については随時提出すること。

## 8 業務条件

- (1) 本県の条例、規則等を遵守し、本県の立場に立ち業務の遂行にあたること
- (2) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、本県の承諾を得ること。
- (3) 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、本県が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受注者に無償で貸与するものとするが、業務完了後には速やかに返却すること。

- (4) 本業務の遂行上知り得た内容については、第三者に漏洩しないこと。
- (5) 業務中に作成し、県に提出した資料の所有権及び著作権は、すべて本県に帰属するものとする。
- (6) 打ち合わせ（Web会議形式による場合を含む。）は、県が必要と判断した場合は随時実施すること。
- (7) 本業務において打ち合わせ、協議、及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (8) その他、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、山梨県観光文化部文化振興・文化財課と受注者において、別途協議の上、対応するものとし、議事録を作成し提出すること。
- (9) 本業務に関連して制作された著作物について、県は、展示、解説、広報の目的で使用することができるものとする。これらの使用にあたって、受託者に著作権料等を支払うことはしない。ただし、美術作家が制作する作品、及び、作品展示空間に関しては、展覧会期中のみ、本条件を適用するものとする。